

産業廃棄物処分業許可証

住所 帯広市西21条北1丁目3番20号  
名称 株式会社マテック  
代表取締役 杉山 博康



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元 克広



許可の年月日 令和 2年 4月 3日  
許可の有効年月日 令和 9年 4月 2日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- (1) 圧縮Ⅰ  
廃プラスチック類
- (2) 圧縮Ⅱ  
紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
- (3) 破碎・溶融  
廃プラスチック類
- (4) 破碎  
金属くず

ただし、(1)から(4)については、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
圧縮Ⅰ	西区発寒12条13丁目1020番232	平成25年11月18日	88t/日
圧縮Ⅱ			163t/日
破碎・溶融			0.64t/日
破碎	西区発寒12条13丁目1020番273		123t/日

3 許可の条件

\*\*\*\*\*

4 許可の更新又は変更の状況

平成27年 4月 3日 新規許可  
令和 2年 4月 3日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。